

## ～いわき市結核予防事業補助金申請に係る申請の流れ～

### 1 いわき市結核予防事業補助金申請について

結核定期健康診断は、結核患者の早期発見と早期治療につなげるため、感染症法第53条の2第1項の規定に基づき、学校または施設の長に義務付けされています。いわき市では、その費用に対して、感染症法第60条第1項に基づき、いわき市結核予防事業費補助金交付要綱を策定し、対象事業者に対し補助を行っています。

**次の場合は補助対象外**となりますのでご注意ください。

- ① 市の成人健康診査（特定健康診査）や人間ドック等の機会における胸部レントゲン撮影（肺がん・結核検診）を結核定期健康診査とみなしている場合
- ② 診療等での医療保険を使用した胸部レントゲン撮影を結核定期健康診査とみなしている場合
- ③ 学生や入所者から全額自己負担を徴収している場合
- ④ 健診後の精密検査に係る費用

### 2 申請等のながれ

